その他プラスチックを分別しよう

その他プラスチックは、菓子袋やインスタント麺の包装などのポリ袋、はみがき粉やマヨネーズなどのチューブ類、シャンプーやリンスなどのボトル類、カップ麺や弁当容器などの発泡スチロール類など、いろいろなものに使用されています。燃えるごみとして出さずに、プラマークを確認し、資源ごみとして出しましょう。

汚れているものや中身が付着したものは、きれいに洗い流し、乾かしてください。また、レジ袋に入れて、しばったまま出さないでください。

その他プラスチックは、容器包装リサイクル法により、商品を包んであったものが対象となります。プラスチック製のおもちゃやカセットテープ、荷紐（にひも）、ハンガー、バケツなどの日用雑貨類は燃えるごみに出してください。

○プラスチック製の容器包装は多種あり、おおむね次のように分類されます。

容器包装とは

容器包装リサイクル法でいう「容器包装」とは、商品を入れる「容器」および商品を包む「包装」であり、商品を消費したり商品と分離した場合に不要となるものです。

その他プラスチックの出し方

①プラマークを確認

マークがなくても、材質がプラスチックで商品を包んでいるもので、商品が消費されると不要になるものはすべて対象となります。

②異物を取り除く

ホッチキスの針やセロテープ、金属、ガラスなどの異物が混ざると、リサイクルする機械が壊れたり、事故につながったりすることがあります。

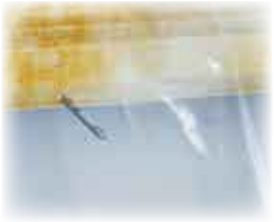

③中をすすいで乾かす

よく洗って乾かして出さないと、異臭を放ってしまいます。

※食用油などを流すと、排水管がつまる原因になります。油、マヨネーズなどは最後まで使い切ってから出しましょう。

不法投棄は犯罪です

11月26日、28日に衛自連の理事による不法投棄パトロールを実施し、不法投棄禁止の看板を設置しました。

場所は宮ノ浦、山寺、塩追、田尻、城川内、幣串地区に不法投棄されている山林等です。特に駐車スペースのある道路沿いの山林への不法投棄が多く、誰かが捨てると次々に捨てているようです。

不法投棄は、環境や景観に悪影響を及ぼし、ごみの片付けに相当の労力を要します。

ごみは種類ごとに出す日が決められ、適正に出せるようになっています。ルールを守り、絶対に不法投棄を「しない、させない」環境をつくっていきましょう。

不法投棄をした人は、5年以下の懲役または1000万円以下の罰金に処されます。

山林に投棄されたごみ